

社団法人

平成19年8月発行 No.398 毎月1回発行

# 東京都個人タクシー協会会報

発行者 社団法人東京都個人タクシー協会  
教育広報委員会

東京都豊島区巢鴨1-12-1  
冠城園ビル6階  
電話 (03) 3947-1461 (代)

都内個人タクシーの現況(平成19年8月1日現在)

- ・許可台数  
特別区、武三交通圏 17,782台  
南多摩 276台 北多摩 175台
- ・傘下事業者台数 18,096台

## 平成19年度団体長等研修会 世の中に必要とされ支持された 私たちの原点を改めて見つめよう

7月26日(木)、(社)全国個人タクシー協会関東支部で、平成19年度団体長等研修会が開催されました。当日は、個人タクシーの生き残りをかけて展開している「サービス向上推進5カ年計画」ならびに「マスターズ制度」について、改めてその意味と必要性を確認しました。



原支部長は冒頭あいさつでマスターズ制度の重要性を説明

### 存続をかけた取り組み マスターズ制度への理解を

冒頭あいさつで、原支部長が本研修会の位置付けを明確にしています。「歴史的な役割を終えた」とまで言われ見限られようとしている個人タクシーを、再度、社会に見直してもらうには自分たちが変わらなければなりません。その指針が「5カ年計画」であり、具体的なアクションが「マスターズ制度」です。ところが、50%に満たない

### 一人の不適切な行動が 全体の評価を傷つける

参加率では、「自分たちが変わる」という意志そのものが疑われかねません。支部長は「生き残るためになぜマスターズ制度なのか、団体が理解しなければ傘下の会員にも理解してもらうことはできない。ここで団体が制度を改めて理解し、それを傘下の会員に伝えていただくための研修会」と位置付けました。

### 関東運輸局自動車交通部旅客 第二課の栗本久課長から、「第 27次タクシー利用者モニター調 査」を基にした講演がありました。

接客、マナー、コース・行き先確認など10項目以上のチェックポイントを見ると、すべての項目で個人タクシーが前年よりも評価を下げているという結果でした。

さらに栗本課長は、マナー違反から法律違反までさまざまな事例を紹介。特に一般車両とのトラブルを例にあげ、「一人の不心得者がいれば、『だから個人タクシーは……』となり、全体の評価が落ちます」と指摘しました。

続いて斉藤副支部長は、接客態度の悪さや安全意識の欠落で、個人タクシー全体が世間から糾弾される存在になりつつある現状を訴え、その現状を打開するキーワードは「相手の立場に立つ」ことだと強調。この危機に際して、まず団体が意識改革に努め、その上で一人一人の事業者としっかり話し合っていたきたいと、強く要請しました。

### マスターズ制度は 社会と交わした約束

木村副支部長は、昭和34年、法人タクシーの質の低下から個人タクシーが社会的な要請によって誕生したこと、世論の支持を背景に拡大してきたこと、その支持は個人タクシーがきめ細かなサービスを展開し、消費者に信頼されてきたからこそ得られたことなどを振り返りました。

しかし法人・個人の立場が逆転し「個人タクシーはもういらないのでは？」と言われたと



参加率90%以上を誇る東協協新宿支部の取り組みを語る本橋支部長

### 制度をめぐる報告に 活発な質疑応答

引き続き、参加率の高い団体、低い団体、それぞれ2団体から活動報告を行いました。参加率の高い団体は、理事が個々の会員と話し合い、制度の意味を伝える努力をしていたことが

特徴的です。逆に、低い団体は理事が参加していない、広報が行き届いていないなど、対応のチグハグさが目立ちます。質疑応答では、「マスターが乗車拒否をしていた。こんな制度が本当に信頼されるのか」といった疑問や、「禁煙車などの問題も制度にからめては」という提案などが出され、活発な意見交換が行われました。続く「アンケート調査」をもとにした回答報告では、「商売としての魅力がなくなってきた」との現実分析や、マスターズ制度を広めるための改善案、また制度に対して否定的な現場の現状報告なども紹介されました。

最後に細越山副支部長が総括を述べたあと、マスターズ制度の参加率に応じた助成金を検討している旨を報告。武田副支部長が、「今日の成果を各団体へ持ち帰り、会員の皆さんに伝えていただきたい」と締めくくりました。



質疑応答では、現場の状況についての声も寄せられた

理事会の焦点

禁煙タクシートの導入をめぐる活発な議論

8月17日(金)午後1時から協会の大会議室で、理事28名全員の出席をみて第3回理事会が開催されました。

原会長は冒頭の挨拶で、前回の理事会で緊急提案となった「新潟県中越沖地震」被災者への義援金について、(社)東京都個人タクシー協会が独自に実施することを報告。傘下事業者の善意により、8月31日まで義援金を受け付けることとしました。

集まった義援金は、新潟県へ送付します。また、運賃改定申請の進捗状況、本日の議題内容についても、次のように述べました。「7月の参議院選挙の結果が



禁煙タクシーについて活発な議論が行われました

「個人タクシー利用者感謝の日」キャンペーン実施に関する件
利用者に日頃の感謝の気持ちを伝えるとともに、マスターズ制度への参加率増加に寄与するため、制度参加者にもメリットが生まれる方策を検討。また、関東支部との共催で実施することが提案されました。
詳細は引き続き教育広報委員会で検討することとし、可決承認されました。

議題2 禁煙タクシーに関する件
審議に入る前、会長から次のような説明がありました。「世界的な禁煙への流れ、さまざまな条約や法律の整備をふまえて、個人タクシー業界としての考えをまとめておく必要がある。30日に開催される法・個運営研究会でも『禁煙車の導入に対する個人タクシー業界の協力』がテーマの一つになっていることもあり、ここで皆さんの意見をうかがい、方向付けを行いたいと思います。また、11月をめどに臨時総会を開き、代議員を含めた形で最終的な決定に入ることとしたい」

専務からの禁煙に関する資料説明を終えて審議に入ると、次々と理事から意見が上がりました。出された意見は、「吸いたいというお客様を断ることはできない」「任意の導入は検討できないか?」「法人やほかの地区で全車導入に踏み切る中、取り残されてもいいのか」「全車導入に従わない事業者への対応は?」など。受動喫煙防止条約で定められている「公共機関完全禁煙」のデッドライン(2010年2月)が迫っていること、地区内でおおむね90%以上の導入があれば禁煙車表示灯の省略ができることもあり、活発な議論が交わされました。
少数の反対があったものの、禁煙車導入90%(東京都)へ向けて努力していくこと、11月の臨時総会で最終結論を出すことが可決承認されました。

平成19年6月1日更新 許可期限1年連続者について 事態を重く受け止めよ

平成19年6月1日更新分の許可期限1年連続者集計が行われました(表参照)。

今回の集計では、3回連続が18名、4回連続が2名、さらに保留扱いですが5回連続となる予定の者が1名います。また、新規参入後初めての期限更新で試験合格から許可(認可)までの間に道路交通法違反があったものの届出をしなかったことが明らかになったことから、期限更新を認めないとされる予定の者が1名います。

(社)全国個人タクシー協会 平成19年度交通安全運動 心にゆとり、ハンドルに遊びを

- ①交差点内の安全確認
②発進、後退時の安全確認
③右左折時の安全確認
④ドア開閉時の後方安全確認
⑤横断歩行者に対する安全確認
④安全速度の順守
⑤シートベルト着用徹底
⑥ステッカー「初心で示そう安全運転 接客マナー」の貼付
⑦出庫前健康チェックの励行と車庫内作業における安全確認
⑧運輸安全マネジメントへの積極的取り組み

Table with 6 columns: 更新日, 更新者数, 許可期限1年 (1回目, 2回連続, 3回連続, 4回連続, 5回連続). Rows include H14.6.1 to H19.6.1 with percentages and counts.

Table with 6 columns: 更新日, 更新者数, 許可期限1年 (1回目, 2回連続, 3回連続, 4回連続, 5回連続). Rows include H14.12.1 to H18.12.1 with percentages and counts.

※年令の理由のみにより1年となった者を除く。

平成19年度中核リーダー養成研修会

個人タクシー再生の鍵を握る  
中核リーダーが次々と誕生!

7月31日から8月24日までの期間、(社)全国個人タクシー協会関東支部で、6回にわたって「平成19年度中核リーダー養成研修会」が行われました。期間中は約180名が参加し、個人タクシー業界を取り巻く環境と、中核リーダーとして自分たちが果たすべき役割について理解を深めました。

社会は個人タクシーを必要としているのか?

昨今、タクシーを利用されるお客様のニーズは大きく変わっています。キーワードは「運転者がプロであること」。安全運転はもちろん、接客、地理・コースの知識、ルールやマナー。もはやタクシーは、お客様を目的地まで運ぶだけの道具ではありませぬ。さまざまなサービスが求められます。

法人タクシーはニーズに応える努力を重ねてきました。しかし個人タクシーはサービス意識の高い人と低い人の差が広がっています。「玉石混濁」化が進みました。「当たり外れ」のある商品は、消費者に見放されます。そこで、全体を「当たり外れ」のないレベルに引き上げようと策定されたのが、「サービス向上推進5カ年計画」。その中核を担うのが、中核リーダーです。



中核リーダーの今後の活躍が期待されます

再生に向けて期待される  
中核リーダーたちの活動

今年度を含め、すでに約600名の中核リーダーが誕生しています。研修は13時から17時まで4時間。まず関東運輸局の講師からタクシー業界の現状が報告されました。さらに副支部長が、個人タクシーの現状、マスターズ制度の詳細、中核リーダーに期待される役割などを個別に講話。マスターズ制度の普及・拡大に向けて制度を正しく理解するよう、時間を掛けて

講義が行われました。

「接客も運転もきちんとしているからマスターにならなくてもいい」と言う人がいます。しかし、お客様はどうやって安心できる運転手を見分けるのでしょうか。乗る前にそれを知りたいというのが大半のお客様の要望です。その声に答える目印が「マスター(3つ星)」のシンボルマーク。「自分はきちんとしているから」と背を向けていては、お客様のニーズには応えられません。

研修の最後、マスターズ制度の理解についてアンケートをとりました。「今日の研修会で大理解した」との回答が多く、研修会の目的はまず達成されました。しかし、逆にまだ多くの会員に理解されていないともいえます。それらの会員に現場から制度の意味を伝え広める、「伝道師」の役割を期待されるのが中核リーダーです。

それは池に投げ入れる小石(玉)にも例えられます。個人タクシーの現状の厳しさ、その突破口となるマスターズ制度を語ることで、各団体に波紋を起す小石です。個人タクシーの明日がかかっています。会員の皆さん、まず中核リーダーの話を聞きましょう。マスターズ制度への理解を深め、一人でも多く制度に参加しましょう。

平成20年6月1日更新者の事業者研修会日程表

午後12時45分から午後4時まで

於 九段会館

社団法人 東京都個人タクシー協会

開催日	団体名				
平成19年 10月29日 (月)	文京第一支部 (29名)	文京第二支部 (22名)	目黒第一支部 (6名)	目黒第二支部 (17名)	武三支部 (35名)
	墨東支部 (51名)	杉並第二支部 (44名)	新東京支部 (79名)	足立支部 (47名)	城北支部 (66名)
	交友支部 (22名)	新中野支部 (33名)	江東支部 (14名)	石神井支部 (22名)	双和支部 (23名)
	朋友支部 (24名)	千住協組 (26名)	東京新足立協組 (8名)	東陽支部 (23名)	亀戸支部 (23名)
	小岩支部 (26名)	町田協会 (3名)	第一事業団協組 (86名)	豊島区協組 (42名)	野方協組 (27名)
計818名	東京都民主協組 (8名)	新興協組 (12名)			
10月30日 (火)	足立第一支部 (55名)	足立第二支部 (70名)	荒川支部 (42名)	板橋第一支部 (56名)	江戸川第一支部 (44名)
	大田第一支部 (42名)	大田第二支部 (6名)	葛飾第一支部 (55名)	葛飾第二支部 (74名)	北支部 (58名)
	北第二支部 (21名)	東部協組 (37名)	東京北支部 (15名)	葛飾支部 (19名)	さくら協組 (16名)
	全東京協組 (19名)	東日本協組 (16名)	首都協組 (43名)	四〇協組 (30名)	東京相互協会 (30名)
計810名	練馬協組 (22名)	江戸川協組 (40名)			
11月15日 (木)	品川第一支部 (24名)	品川第二支部 (15名)	品川第三支部 (21名)	渋谷支部 (22名)	新宿支部 (29名)
	杉並支部 (65名)	世田谷第一支部 (39名)	世田谷第二支部 (18名)	世田谷第三支部 (34名)	台東支部 (7名)
	都心支部 (12名)	中野支部 (33名)	練馬支部 (80名)	南多摩支部 (14名)	北多摩支部 (9名)
	東支部 (38名)	友和支部 (36名)	新運転支部 (13名)	都民同盟支部 (13名)	東京西北支部 (9名)
	新練馬支部 (2名)	自交総連支部 (12名)	豊玉支部 (16名)	全個人協議会 (14名)	事業団協組 (114名)
計816名	新東京協組 (15名)	板橋協組 (54名)	東京城南協組 (31名)	東京旅客協会 (24名)	東優協会 (3名)

合計2,444名

# 「タクシー乗り場等 適正運営推進制度」を導入

（財）東京タクシーセンターは、主要ターミナル駅及び繁華街などのタクシー乗り場周辺に集中する客待ちタクシーによる渋滞問題の解消のため、平成19年10月1日から「タクシー乗り場等適正運営推進制度」を導入します。繰り返し規制違反を行う事業者に対しては、運転者別に規制違反点数を記録し、運転者記録証明書の対象、優良運転者表彰からの除外、ランク評価の対象とするなど、規制の強化を図ります。

## 1. 規制地区

① 東京駅八重洲口

② 新橋・甘糟ビル前

③ 銀座地区1号～10号乗り場

④ 銀座地区1号・4号乗り場

⑤ 銀座・花椿通り

⑥ 銀座・新幸橋

⑦ 規制違反の点数及び記録

⑧ 規制違反1件を1点とし、運

転者別に記録する。

## 3. 違反点数の付加

違反発生日から1年以内に新

たな違反を発生させたときは、

違反点数または累積点数に付加

する。

## 4. 違反及び累積点数などの通知

① 規制違反については、その内

容を所属団体に通知する。

② 点数に付加があったときは、

## 街頭営業適正化指導規程の一部改定 常習者に、より厳しい処分

平成19年7月17日の理事会において「街頭営業適正化指導規程」が一部改定されました。平成19年10月1日から実施となります。

### 改定のポイント

○ 街頭指導において、不適正営業を現認され特定された事業者は、所属団体長による改善指導を行い、協会あてに改善指導報告書を提出する。  
○ 1年間に2回不適正営業が街頭指導において現認され特定されたときは、B事案として両団体に処分要請。  
○ 1年間に3回以上指導されたときは、指導のつと毎回B事案として両団体に処分要請を行うとともに、「行政通報事案」として東京運輸支局監査部門に通報する。

累積点数を当該運転者及び所属団体に通知する。

## 5. 違反点数及び累積点数の消滅

① 違反発生日から1年間違反がない場合は、違反点数及び累積点数は消滅する。

② 違反を発生させた運転者が1ヵ月以内に適正化研修を受講したとき当該違反点数は消滅する。ただし、受講回数は1年間に1回を限度とする。

## 6. 違反事実の記録証明

累積点数が2点以上の場合には運転者記録証明書の対象とする。

## 7. 不適正営業車両の通報

個人タクシー事業者の累積点数が2点以上に達したときは、不適正営業車両として業務適正化のための通報制度の対象とする。

## 8. 優良運転者表彰の除外

① 累積点数3点以上の場合には優良運転者表彰の対象としない。

② 累積点数が3点に達した場合で、運転者が優良運転者として

優良表示証の交付を受けている

場合は、返納させる。

累積点数が消滅したときは、

優良表示証交付請求ができる。

## 9. ランク評価への反映

① 累積点数が5点以上に達したときは、所属団体のランク評価対象とする。  
② 累積点数が5点を超えた場合は、ランク評価の加重を行うものとする。

## 平成19年7月期街頭指導報告

### ◆銀座・新橋地区

## 自主ルールの徹底が最重要課題

日時 平成19年7月18日（水）  
午後10時から翌午前1時  
指導員 石川街特委員、第5指導班  
計5名

### 自主ルール知らない……

日航ホテル前交差点からコリドー通り、新幸橋ガード下、東京電力本社前交差点にかけて分散して張り付き指導に当たった。指導開始当初、ガード下に客待ち車両が数台いたが、指導員を見るとすぐ移動した。

コリドー通りから新幸橋を左折しようとする車両が多く、直進するよう指導したが「自主ルール」を知らないタクシーが多いのが問題。スムーズな流れなので、1人が旧東京生命前の

乗りに行き「こども110番」未貼付車両にステッカーを貼付した。  
0時前ごろからガード下でお客様数から頼まれ、でんでん虫・日交とそれぞれ希望の車を止める、配車係をすることに。指導員がお客様の要望で希望の車を止めようとして

### 客待ち渋滞が目立つ

新幸橋交差点手前で客待ちタクシーが3台いたが、指導員を見てすぐに移動した。ガード下には、数台の個人の客待ちタクシーがあり、排除指導を行い全車がすぐ移動した。

アネックスB.L.前で個人タクシーの列に「こども110番」ステッカーを貼付。

午後10時30分、ガード下で渋

滞はないが、両側の客待ちタクシーの氏名・ドアンバーをチェックし、説明し排除指導した。

午後11時15分にも新幸橋ガード下にいた数台の客待ちタクシーを排除指導する。ガード下から内幸町まで両側に空車列が渋滞。午前0時アネックスB.L.前に5～6人の利用客の列ができ始める。コリドー通りからガード下への左折車、ガード下での客待ちタクシーの排除、第一ホテルからガード下への右折車などの指導に当たった。

第一ホテルからKMタクシーが2車線目に並び、左折して交差点内に駐車しようとするタクシーが多く見受けられた。

### 訃報

\*7月

氏名	所属団体	享年	病名
松井由雄さん	(首都)	76歳	肺炎
荒谷武夫さん	(練協)	70歳	心不全
竹内光夫さん	(東個協)	67歳	胃がん
竹内靖美さん	(東個協)	73歳	結腸がん
中鉢 登さん	(都宮協)	68歳	くも膜下出血
斉藤圭雄さん	(江戸川)	73歳	肺炎
吉田佳司さん	(東個協)	53歳	心不全
斉藤圭司さん	(都宮協)	54歳	心不全
藤田高弘さん	(新興)	54歳	肝硬変
柿崎勇一さん	(個団連)	59歳	肺がん

皆様のご冥福をお祈り申し上げます